



LINDAからのIPニュース

第123号
2019年8月

■ 目次

- ◆ 残暑お見舞い申し上げます
- ◆ 林達劉事務所と共に歩んできた歲月
- ◆ 文化の相克と融和
- ◆ 「充電器レンタル機」実用新案権の無効審判事件についての一考察
- ◆ 「中国不正競争防止法」の改正における営業秘密の保護

残暑お見舞い申し上げます

——林達劉企画部の女子所員より

残暑お見舞い申し上げます。8月に入り、うだるような暑さが続いています。お変わりありませんか。

林達劉企画部の女子所員より、私たちが長きにわたりお支えいただいている皆様に心よりのご挨拶を申し上げます。皆さまにおかれましては、猛暑に負けず、いつも夢を抱き続けられますことを心よりお祈り申し上げます。

さて、林達劉事務所はお陰様で今月18日、事務所創立16周年を迎えることができました。つきましては、私たちはウィチャットのプラットフォーム、LINDAからのIPニュースのプラットフォームを介して、周年文集を皆様にお送りしたく存じます。今年より事務所の周年文集及び年報の前言は、パートナーが担当するようにとLinda所長より直々のお達しがありました。パートナーもそれぞれの想いを皆様に直接お伝えできることをとても嬉しく思っております。

私たち企画部の所長の秘書軍団にとって、今後パートナーの皆さんのそれぞれの優れた観点を读めることをとても楽しみにしておりますが、「いろいろ心配で仕方ない」Linda所長の考え方や文章の書き方も懐かしく思っています。ですから、この機会に、私たちのお気に入りのLinda所長の文章を皆様と分かち合いたいと思います。それは、2年前の5月4日の中国青年デーにウィチャット公式アカウントのプラットフォームで発表した「知財業界の『若者たち』に捧ぐ」という文章であり、発表してから2年余りの歳月が過ぎましたが、Linda所長の当時の考え及び若い世代である私たちを心配する心情は、高遠な理想を心に抱きながらも、足は地についていなければならず、自分を厳しく管理しながら、人に対して優しく謙虚でなければならないと励ましてくれています。紙面に限りがありますので、文章の精髓のみをご紹介しますが、少しでも共感していただければ幸いです。

最後になりますが、皆様が盛夏を無事、健康に乗り切られますことをお祈りいたします。

「知財業界の『若者たち』に捧ぐ」

—— 2017年5月4日の中国青年デーに際してリンダからのご挨拶

まず、私たちパートナー、優秀な所員一人ひとは、この時代において以下のような3つの原則を持たなければなりません。

1. 崇高な理想、遠大な志。人生の如何なる段階でも、夢を追い求めることを諦めてはいけません。
2. 勤勉こそが才能の基礎。知的財産権は辛抱と体力が必要な仕事です。ですから、私たちは勤勉であるべきであり、自分を賢いと過信してはならず、むしろ自分は賢くないので、勤勉こそが才能の基礎であると信じるべきです。
3. 時間を大切に、合理的に配分すること。人の人生において、有効に利用できる時間には限りがあり、1日24時間のうち、睡眠時間を有効に利用してエネルギーを補充して、体力を回復させ、食事時間を有効に利用して健康で強い肉体を作ります。そして、仕事の時間を有効に利用して仕事、学習を完成させ、自分自身を向上させるのです。若い世代の皆さんは、その日努力すれば数年後にその結果が出ると信じて頑張ってください。

次に、知財業界内の優秀な人材に対する要求は、この時代において以下のような3点にまとめることができます。

1. 品質保証は、私たちが永遠に御座なりにできない問題です。知財業界の優秀な人材は、品質に重きを置くことが必要です。品質は事務所の生命線であり、代理人の生命線であることをしっかり心に刻みつけておいてください。
2. クライアント様の心の声に耳を傾け、知ることは、クライアント様と私たちの究極の目標です。急速に発展する現在、クライアント様が把握している情報及び問題に対する分析が、私たちより豊富で、内容も深いことがあります。私たちは自分たちがそれなりの外国語のレベルに達しているので、クライアント様からのメールや書簡の求めていることを理解していると安易に思い込んではいけません。プロフェッショナルな人は、仕事をすればするほど、警戒心を持って行うべきです。クライアント様のメールや書簡の行間に滲み出ている要求や懸念材料について、私たちは電話やFace-to-faceのコミュニケーションによって理解する必要があります。できるだけ多くの時間をかけてクライアント様の心の声に耳を傾けてください。
3. 誠実な心を持ち、謙虚な気持ちを抱くことは、知財人が永久に追求すべきことです。自分が満足できる仕事を完成させたら、その仕事の答案に対する意見をクライアント様から教えていただき、クライアント様に、本当に満足できたか否か、自分の法律的な意見がクライアントの疑問を解決できたか否かについて尋ねます。プロフェッショナルな人ほど自分に対して自信過剰になりがちなので、そのような時は第三者の意見を聞くことが必要不可欠です。



林達劉事務所と共に歩んできた歲月

電気電子部 部長 王 小香 (Xiaoxiang WANG)

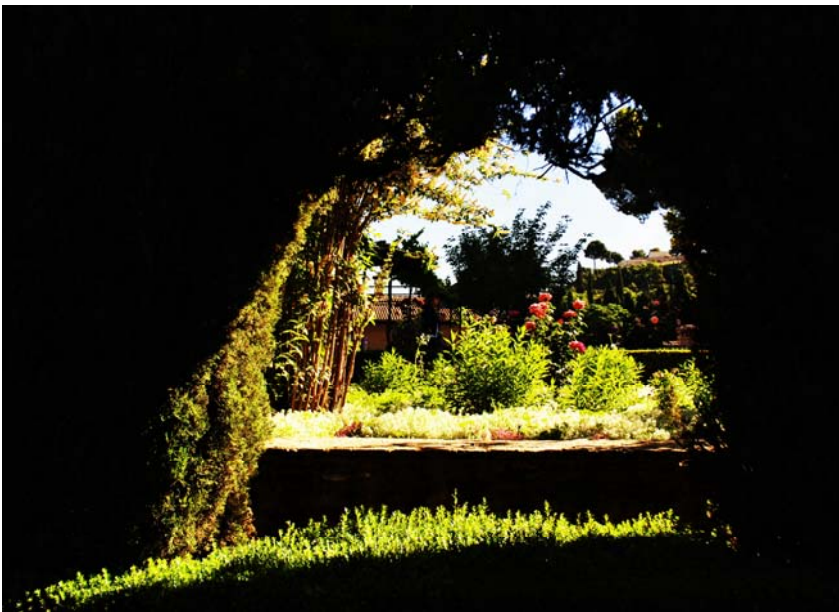
機械部 部長 岳 紅傑 (Hongjie YUE)

化学部 部長 李 恩華 (Eva LI)

2005年に事務所に入った私たち3人は、まもなく創立16周年を迎える林達劉事務所と共に14年間歩んできました。その時間は十数年に過ぎませんが、私たちは、事務所が設立間もない時期から徐々に発展し、現在の規模に至る過程を見てきました。また、初めて踏み入れた知財業界と悪戦苦闘していた私たちは、今では部門の数十名のメンバーを率いるリーダーに成長できましたし、人としても20代後半で血気盛んであった私たちは、妻として、母として、上司として寛容さと包容力を持てるようになりました。林達劉事務所創立16周年を迎えるに当たり、私たち3人は林達劉事務所の所員全員を代表して、これまでずっと弊所を陰になり日向となり援助し、ご支持して下さった国内外のクライアントの皆さま及び友人の皆さんに心より御礼申し上げますと共に、これまで私たちと共に歩み、苦楽を共にしてきた事務所の仲間、私たちを支えてきてくれた家族に感謝の気持ちを伝えたいと思います。

十数年にわたる個人の成長の軌跡と事務所の発展がぴったりと合致していたことは、私たち3人にとって、本当に幸運なことでした。この十数年間で、法律制度から実務のやり方、業界競争から「攻め」と「守り」のバランスまで、知財業界全体においては、天地がひっくり返るような変化がありました。私たちは、それを注意深く見守り、学習しながら、いろいろなことを考えることができました。私たちは事務所の機械、電気電子、化学という3つの実務部門のリーダーとして、林達劉の将来にとって、今後何が切り札になるかいつも考えています。まだ、どういふ原因でこんなに多くの素晴らしいクライアント、優秀な所員が集まっていたかいつも考えています。

まず、事務所の全ての所員が所訓にある「高品質」を倦まず弛まず追求することだと思っています。事務所の発展



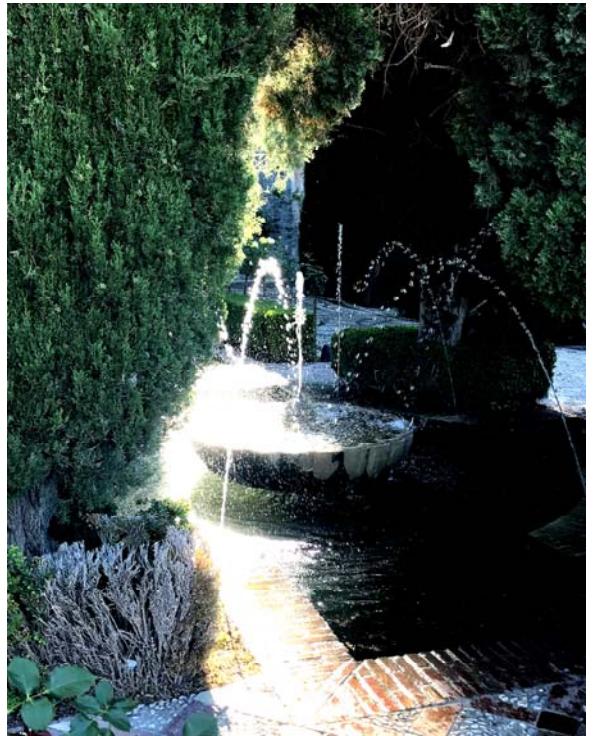
に伴い、私たちのクライアントは、事務所設立当初の日本市場だけでなく、欧米市場、国内市場など50余りの国と地域に拡大しています。また、私たちの業務も、特許の新規出願、OA応答などの基本的な業務だけでなく、FTO調査、特許ポートフォリオ、権利行使などの知的財産権に係るさまざまな方面に及んでいます。しかしながら、私たちの「高品質」に対する理解と探求は留まるところを知りません。成熟した市場と新興市場を互いに参考にしながら、大企業にサービスを提供してきた経験を生かして、中小企業や新興企業に戦略的なコンサルティングサービスを提供すると共に、様々な地域のクライアントにカスタマイズしたサービスを提供することで、様々なクライアントの個別のニーズにも対応しています。さらに、全力を尽くして言葉の障壁を打ち破ることで、文化の相克と融合を実現させています。

また、私たちの業務も、特許の新規出願、OA応答などの基本的な業務だけでなく、FTO調査、特許ポートフォリオ、権利行使などの知的財産権に係るさまざまな方面に及んでいます。しかしながら、私たちの「高品質」に対する理解と探求は留まるところを知りません。成熟した市場と新興市場を互いに参考にしながら、大企業にサービスを提供してきた経験を生かして、中小企業や新興企業に戦略的なコンサルティングサービスを提供すると共に、様々な地域のクライアントにカスタマイズしたサービスを提供することで、様々なクライアントの個別のニーズにも対応しています。さらに、全力を尽くして言葉の障壁を打ち破ることで、文化の相克と融合を実現させています。

次に、「高品質」のサービスブランドを作り出すには、高レベルのチームが必要であり、そのためのチーム作りにとって、高学歴で精鋭の実務人員を集めると共に、所員の潜在能力を十分に引き出し、優れた仕事の手本を打ち立てて、職人精神の仕事に対する態度を追求することを奨励することが必要不可欠です。弊所では、所員の積極的な育成方式として、「先輩から後輩への教育」、「能力のある者が人一倍仕事する」、「形式にこだわらない」という体制を確立しているだけでなく、実務人員に対して、国内外の各種法律・実務に関するトレーニングに参加させたり、海外への出張、研修などによってクライアントと深いコミュニケーションを図らせたり、クライアントの知財部員とface-to-faceで行う技術に関して勉強させたり、知的財産権に関する戦略を探求させたりする機会を与えることで、所員の能力を伸ばしています。私たちは、それを十数年にわたる実務業務から身に染みて実感しています。また、所員は、毎年の優秀案件の選考、定期的な部門の業務の総括レポート、不定期の所内の案件シェアリングなどの内部イベントによって、精選された仕事、優秀さの基準及び業界内の模範とは如何なるものであるかについて、自ずと理解できるようになっています。このようにして、所員は丹念に業務を行うと共に、自身の限界を絶えず打ち破り、レベルの高さを更新し続けることにより、その時々最高の品質のサービスを提供できるようになるのです。もちろん、私たちには、不十分なところもありますが、不十分なところを克服するたびに、高品質のレベルは更新され続けるはずなので、何も恐れることはないのです。

最後に、私たちは若く前向きな気持ちを持ち続けなければいけないと思っています。知的財産権は、技術が日進月歩の分野であり、最先端の技術に日々遭遇しますので、その探求の道は永遠に終符を打つことがありません。そのために、私たちは、新たな知識を絶えず吸収し、新たな知識を発見することに長けた目で、技術の発展動向を常にキャッチできる若く前向きな気持ちを持たなければなりません。林達劉事務所は、これまでいろいろ苦勞をしてきた50代、40代の所員も、さらに30代、20代の所員も皆が共に新たな知識を学びながら、夢の実現のために努力しているメンバーの集団なのです。

林達劉事務所と共に歩んできた歳月は、温かな色とりどりのキャンバスです。林達劉の所員はLinda所長の指導の下、のびのびと自分らしい絵を描いているのです。キャンバスの絵をより多彩にするために、私たちは事務所創立16周年の今、想いを一つにして、未来を信じて、より輝かしい明日のために共に歩いていくことを約束します。



文化の相克と融和

—事務所創立16周年に当たる機械部の対談録

岳 紅傑¹ 白 銀環² 王 春俏³ 于 泊洋⁴

前書き

北京林達劉知識産権代理事務所は設立以来、世界各地のクライアントの皆さまに良質なサービスを提供してきました。機械部は現在、英語、日本語、ドイツ語など多言語で対応できるようになりました。事務所創立記念日を迎えるに当たり、機械部の数名のメンバーが集い、作業言語による知的財産権の仕事に対する理解について語り合いました。林達劉は、世界各地のクライアントの皆さまの知的財産権事業のさらなる発展のためによりお力添えできることを願っております。



岳 紅傑: 今日皆さんと一緒に語り合える機会を持つことができ、とても嬉しいです。ここにいる3名の皆さんは20代、30代、40代とそれぞれ異なる世代であり、まさに弊所の特許代理部の主力の作業チームの年齢層を代表しています。今日の皆さんとの交流を通して、多くの収穫を得ることができるものと確信しています。銀環さんの作業言語は日本語で、ちょうど日本での研修を終えて帰国したばかりで、春俏さんの作業言語は主にドイツ語で、ドイツで留学と勤務期間を合わせて5年余り過ごした経験があり、于さんはアメリカで2年間の留学生活を送った経験がありますね。このように、皆さんの作業言語は異なっていますが、異なる国のクライアントにサービスを提供する過程において、きっといろいろなことを感じているのではないのでしょうか。今日は皆さんの忌憚のない意見を期待していますよ。

銀環さんは2008年年末に入所したので、すでに林達劉では十年選手のベテランですね。あなたが入所したばかりの、今の于さんのように元気はつらつとしていた20代の頃のことを、私は鮮明に覚えています。あれから10年が経過し、この10年間であなたは随分成長しましたが、あの頃の元気を失っていないことに、感動を覚えています。毎日目の前の様々な案件にファイトいっぱいに取り組んだり、業務上でなし得た成果やその感想を目を輝かせながら報告してくれたりする姿を見ると、私も思わず笑顔になります。銀環さんはよく考え、それを皆で分かち合うのが好きだから、今回の日本企業での研修について、私たちに分かち合いことがきっとたくさんあるのではないのでしょうか。

白 銀環: 身に余るお褒めの言葉ありがとうございます。はい、確かに皆さんと共有したいことがたくさんあります。私は今年の5月から6月にかけて日本企業で5週間研修させてもらいました。弁理士として日本のクライアントに10年以上にサービスを提供する中で、日本に出張したり、勉強のために行ったりする機会は数多くありましたが、クライアントと日本で5週間も共に仕事するのは初めてでした。そのため、私にとって、それは貴重な経験となりました。その間、機械部の同僚達が全力でサポートしてくれたお陰で、私は一生懸命に日本社会に溶け込み、日本の文化を体

¹岳 紅傑: 機械部部长 中国弁理士

²白 銀環: 機械一部副部长 中国弁理士 作業言語 日本語

³王 春俏: 中国弁理士 ゲッティンゲン大学卒業 作業言語 ドイツ語

⁴于 泊洋: 特許エンジニア アリゾナ州立大学卒業 作業言語 英語

験し、改めて長年の仕事の中で蓄積してきたものを整理できました。

今回の研修を通して、強い情報収集能力と応用能力が日本の優良企業の特徴の一つであることをしみじみと感じました。

周知のように、日本は国土面積が限られ、利用可能な資源も限られています。そのため、日本の有名企業は世界各地に工場を建設し、事業を拡大してきました。その際、現地の政策の変化、法律の規定、風土や人情などを理解した上で、正確な判断を下すことが必要不可欠です。したがって、海外に進出する企業にとって、様々な情報収集と応用は業務内容の重要な構成部分なのです。

日本のクライアントとの付き合いを通して、日本企業の皆さんが新しい情報をスポンジのように吸収していることをはっきりと感ずることができましたし、旺盛な学習精神と優れた学習能力には感心させられました。また、一旦得た情報を、複数の情報源、様々な角度から検証し、情報の正確性と信頼性を確認できたら、自分のやり方を直ちに調整していることにも感心しました。例えば、現在弊所で研修中のクライアントに中国の実用新案に関する最新の審査動向をご紹介したら、それに対して如何に対応すべきであるかすぐに検討を始められました。

実は、弊所も同様なやり方を行っています。業界の発展、クライアントのニーズ、ミスの総括などについて積極的に情報を収集して、検証を行い、やり方を迅速に調整しているのです。例えば、2011年11月に日中特許審査ハイウェイ(以下「PPH」と略称する)が試行されてから、PPH請求の審査基準について明確な規定がない部分がありました。弊所は国家知識産権局やPPH審査員から審査情報を収集すると共に、処理している具体的な案件の状況に合わせて、検証と総括を行い、新たな審査動向をPPH請求の確認表に即座に反映し、弁理士の関連業務を指導することにより、現在の弊所のPPH請求の成功率は100%近くになりました。

地元の事務所として、私たちがそのような特質を利用して、参考に海外のクライアントにタイムリーに情報を提供することは必要不可欠です。今回の研修を通して、私はそれについて更に認識できました。

岳 紅傑: そうですね。現在、世界では高度情報化が進み、情報の迅速な取得と正確な応用が企業の成功の鍵を握ると言っても過言ではありません。私たちは人類の知恵の結晶を体現する発明創造に価値を生み出させる役割を担う弁理士として、知的財産権に関する情報の迅速な収集と正確な伝達をしっかりと行わなければいけません。また、タイムリーに、正確にこれらの情報を応用するように企業をリードすることで、有利な局面に導けるはずです。

ところで、春梢さん、あなたが留学していたゲッティンゲン大学はドイツのエリート大学ですね。有名な「ゲッティンゲン学派」もここに由来しているのですね。このような大学で勉強した経験は、あなたの人生にきっと大きな影響を及ぼしたことでしょう。少し簡単に紹介してくれませんか。

王 春梢: 私は2003年から2007年までドイツのゲッティンゲン大学に留学していました。同大学は1734年に設立され、これまでに47人のノーベル賞の受賞者を輩出してきた有名な学府で、私は、教授の厳格な教育スタイルやクラ



スマートの勤勉な学習態度の影響を知らず知らずに受けました。インターネットは当時、今のように発達していませんでしたし、現在のようにタイムリーに情報交流ができない時代背景下で(現在ドイツに留学している人の感想は、私の感想と異なるはずですが)、文化、言葉、風俗習慣が全く異なる西洋国家において、私は国内とは全く異なる生活や学習方式をしみじみと感じると共に、ドイツとドイツ人独特の性質を実感できました。それらの独特な性質によって、私は知らず知らずのうちに影響を受け、今でもそれは続いています。

その中で、私にとって感慨深かったことが2点ありました。一つはドイツ人がマナー、儀礼、団結を重んじる民族であり、そのマナー、儀礼は生活の隅々にまで体现されているということです。日常会話でも、先生や友達、ひいては見



知らぬ人に対しても「あなたさま」、「もうしわけない」、「ありがとう」などというような当たり前であるようですが、お互いの交流に十分に尊敬を感じる用語を使用していました。さらに、エレベーターや出入口などに女性、お年寄り、子供を優先させたり、ドアを通る時に後ろの人のためにドアを支えたりして、後ろの人との距離が少し離れていても、視線の中に入っていたら、ドアを支えて忍耐強く待っていました。このような礼儀正しい精神は人類社会における助け合いであり、団体精神の体现であると思います。人は誰もが長所と短所を有しています。皆が

お互いに尊重し、助け合い、足りないところを補い合えば、団体ひいては社会も健全に発展できるはずですが。仕事においても、「1人だとより速く歩けて、数人のチームだと遠くまで歩ける」ということであり、チーム内で力の及ぶ限り他のメンバーの面倒を見てあげ、お互いに他のメンバーの長所を取り入れ自分の短所を補って、協力し合えば、チームがよりよく仕事を完成できるのです。

もう一つは、ドイツ人は非常に実務的で細分化した民族であるということです。例えば、ドイツでは、学生は基礎教育を受けたら、高校に入る前に将来の進む方向を決定しているのです。成績によって、基幹学校、実科学校又はギムナジウムを選択し、将来的に対応する大学に入学するか、実務人材になるか、又は高級職業技術教育を受けるのです。就職しても、皆それぞれの分野でどんどん自分を充実させて能力を伸ばしていくのです。具体的に、例えば私が仕事において付き合いのあるドイツの特許弁理士の働き方は非常に国際的です。多くの人は複数の分野のプロフェッショナルであり、異なるクライアントのニーズに応じて、それぞれ個別のサービスを提供でき、中国の特許関連の法規や判例にも精通しているのです。そのため、日常の業務において、クライアントの海外における特許ポートフォリオのサービスをできるように、私もよくドイツのクライアントと交流できるチャンスを利用して、ヨーロッパとドイツの特許制度を勉強しています。

岳 紅傑:丁寧にご教えてくれてありがとうございます。今、春俏さんは、ドイツの日常生活において人類社会の発展に必要な助け合いの精神及び私たちの日常の仕事に必要な団体精神ということを目の当たりにしたと言いましたね。実は「団体意識」という言葉は弊所の「所訓」に書かれているのですよ。知的財産権業界では弁理士に強い専門能力が要求されますので、一人一人が絶えず能力を蓄積し、新たな分野を勉強しています。その一方で、業務内容はクライアントに

とって重大な利益を関連しており、且つ弁理士一人には限界があるため、チームワークは極めて重要なのです。チームワークを重視し、集団のパワーを発揮させることは、案件の品質、特に重大案件の品質を確保するために必要不可欠です。この点について、皆さんも日常の業務においていろいろ感じるところがあるのではないのでしょうか。

団体意識といえば、于さん、あなたは20代ですね。多くの方が現代の20代の人に対して、学習能力は高い(又は、知能指数は高い)が、チームワークが苦手である(又は、自分の個性が強すぎる)と評価しています。また、于さんの場合、英雄主義を特に尊ぶアメリカ文化の薫陶を受けてきたこともあり、内のようなチームワークを特に重視する特許代理事務所には適応できないのではないかと心配していました。しかし、これまで約3年の付き合いを通して、あなたは20代の学習能力を持っていますし、私たち30代、40代と比べても、チームワークに長けていることも嬉しく思っています。于さん自身もきっと頑張ったのでしょう。

日本とドイツについてはすでに話しましたので、最後はアメリカについて話しましょう。于さん、アメリカ留学を通して、あなたはどのような影響を受けましたか。

于 泊洋: 私に対する肯定に、感謝します。アメリカ留学で最も影響を受けたのは、アメリカ人の表現方法です。アメリカ人が人と交流する時に非常に重視している言葉は、「straightforward」です。それは明らかに東アジアの儒家文化の影響を受けている黄色人種が人に接する態度とは違っています。例えば、ある問題について討論する時、アメリカ人は最も直接的な回答をしてから、その回答に基づいて詳しく説明し、最後に質問者に回答が正確であったか否か確認するのです。一方、中国人の場合、いつも先に詳しく説明してから、最後に「つまり」に続いて、最終的な回答を述べるのです。ですから、アメリカで授業時に、このような違いは、中国の学生とアメリカの学生との討論する際に無限に拡大され、時には皆が気まずい思いをして散会することもありましたし、また結論が出たとしても、無力感に襲われることもありました。



岳 紅傑: 于さんが気づいたかどうか分かりませんが、知財業界では「straightforward」は必要なことです。例えば、OA応答についてのコメントを作成する際に、私たちが勧める答案(結論)を簡潔に最前の概要(summary)に要点をとらえて書いてから、後続の分析と提案(Our Analysis and Suggestions)において詳しい理由を書くはずですよ。

于 泊洋: はい、私も気づいていました。クライアントより実務に関連する問い合わせのメールをいただいたら、私たちは返信する時、最初の文でクライアントの質問にできるだけ簡明に要点をとらえて回答し、その後、必要な詳しい説明を続けるべきです。このような返信の表現方法によれば、クライアントは回答を見つけるために返信内容を詳細に読むことなく、最初に欲しい回答を得ることができます。また、「…だから…である」で構成された因果関係の語句では、中国語の言語習慣から、原因を先に述べてから結果を表すのです。しかし、当該結果がクライアントにとって非常に重要であれば、因果関係の語句を「…のわけは…だからである」に調整したほうがいいです。これはクライアントにとってより「straightforward」であり、形式的にもクライアントに受け入れられやすいと思います。

白 銀環: そうですね、確かに日本語にも「…だから…である」で構成された因果関係の語句があります。しかし、日本のクライアントに対しても、私たちは「straightforward」の考え方で対応しています。

岳 紅傑: 言葉の面から中米文化の相違点を説明してくれて本当にありがとうございます。こうして見ると、言葉の習慣は違っていますが、私たちの仕事における考え方には多くの共通点があるのではないのでしょうか。海外で勉強したり仕事したりした感想をたくさん話してきましたが、国内での仕事で実際に各国のクライアントと接することによって、新たにいろいろなことを感じたのではないですか。



王 春俏: はい、そうですね。「読万卷書、行万里路」という古の学者の言葉のように、人は多くの本を読み、自らの足で各地を旅行し、視野を広げ、見聞を広めるべきです。文化の違いは、実際に自らで体験しなければ、より深く理解することはできません。それから、よく感じ、理解してから、これらの文化の相克と自分の実際の仕事とを融合させることは、まさに今検討すべきことなのです。ドイツでの数年間の生活で、私はドイツ人の厳格な態度を理解し、受け入れました。帰国後、私は縁があって知財業界に入り、そのような態度は今の仕事とよく合致することに気づきました。特許書類の翻訳やチェックにとっても、法律意見を出す時の技術案に対する理解や解読にとっても、そのような厳格な態度によっていろいろ助けられました。また、渉外弁理士にとって、海外のクライアントと国家知識産権局、国外のクライアントと国内のクライアントとの橋渡しとして、お互いの文化背景による異なる観点を双方に十分に理解

させるために、優れた外国語のコミュニケーション能力と文化の洞察能力が必要です。いずれにせよ、言葉の交流から文化交流まで、それこそ人類社会の相互融合という永遠の話題なのです。

于 泊洋: そうですね。英語はドイツ語や日本語より大衆化しているかもしれないので、他の国のクライアントとお付き合いする際、中国人と西洋人は言語に大きな違いがあることが、コミュニケーションの障壁となる主な原因であるとは思いません。「Language barrier」というのは、最も克服しやすい障壁です。コミュニケーションの障壁は文化習慣の違いによるものだと思います。したがって、英語の口語会話に長けていたとしても、西洋人と本当に障壁のないコミュニケーションを行えるというわけではないのです。クライアントとの良好なコミュニケーションの実現には、相手の文化を理解した上で、クライアントがよく慣れているやり方で交流を行うべきです。

白 銀環: 私にとって今回の研修は、とても感慨深いものになりました。外国のクライアントと接する時、私たちの表現を妨げているのは、言葉の違い、文化の違いだけでなく、これらの違いを心配することで、表現に臆病になってしまうことなのです。これについては、別の角度から考え直せば、問題が簡単に解決できるかもしれないと思います。あなたはクライアントにとって必要であると信じて、もう少しリラックスしてみましよう。

今回の研修中、研修先の知財部の皆さんはとても親切にしてくれ、出会った人たちは優しく丁寧に話してくれました。彼らの存在、彼らとの挨拶、会話は私にとって、人生の素敵な宝物になりました。

ディズニーランドでは従業員に対して、「遅刻してはいけない」と教育しているそうです。それは、「遅刻しても同僚に迷惑をかけないけれど、あるお客様が素敵な思い出を得る機会を失うかもしれないから」という理由によるそうです。この理由は今回の研修で感じたことと、はからずも一致していました。ある人が存在、行動すべきではあるかではないということはなく、ただあなたの存在と行動がないだけで、誰かが素敵な思い出を得る機会を失うかもしれないということなのです。

日本語の「一期一会」にもこの意味が含まれています。ですから、私たちは全ての人、全てのクライアント、全ての仕事に誠心誠意対応することで、彼らのために最善を尽くすべきです。このような考えを抱いたあなたの存在、行動は、きっと言葉や文化の違いによる障壁を越えることができるでしょう。

岳 紅傑: 春侑さん、于さん、銀環さん、自分の経験や考えを率直に話してくれ、本当にありがとう。今日は日本における情報収集と応用の重要性、ドイツの団体意識、アメリカの「straightforward」な表現方法について、最後に言語の違い、文化の違いを越えてコミュニケーションする方法について語り合いました。私たちはこんなに多くの違いについて話しましたが、情報の重要性、団体意識、知財業界における「straightforward」という表現方式、誠意ある人と人とのコミュニケーションなどはどの国でも、どんな文化背景においても共通していることも再認識できました。

「他山の石以て玉を攻むべし」という古い諺にもあるように、他人の如何なる行動も自分磨きに役立てることができるのです。国外の文化を深く理解した上で、その中から精華を汲み取り自己能力をアップさせ、自分のプロフェッショナルな能力と誠実な態度でクライアントに対応すれば、クライアントにより力添えができると信じています。

最後になりますが、率直な感想や思いを話してくれた3人の皆さん、今日は本当にありがとうございました。



「充電器レンタル機」実用新案権の無効審判事件についての一考察

中国弁理士 陳 濤
北京魏啓学法律事務所

I 前書き

2019年4月26日に、国家知識産権局より「2018年度特許不服審判・無効審判10大事件」が発表され、そのうち、実用新案権に関わる事件は4件もあった。「充電器レンタル機」(以下、「本件特許」という)無効審判事件では、実用新案の進歩性に関する特別な規定が議論された。国家知識産権局は、本件の典型的な意義として、「実用新案の進歩性判断において、近い分野による示唆を精確的に把握するための参考になる。また、最も近い先行技術は主題名以外の全体的な構造を開示している場合、両者の分野を上位的に同一の分野に総括するのではなく、近い分野として認定すべきであり、近い分野に属する先行技術は明確な示唆を示していないと、実用新案の進歩性判断において使用されるべきではない。」としている。

本稿は「充電器レンタル機」無効審判事件をめぐって、実用新案の進歩性の判断基準を考察する。

II 実用新案の進歩性の判断基準の争点

19世紀後半になって、特許制度はほぼ整っていたが、特許は進歩性が厳しく求められていたため、意匠に属せず、実用を目的とする数多くの小さな発明創造は有効的に保護されず、特許と意匠の間に埋められていない空白が現れてきた。ドイツは、この空白を埋めるために、1891年にはじめて正式的な『実用新案保護法』を制定した。時間の経過とともに、実用新案の保護制度も徐々に整えられた。根本的に考えると実用新案制度は発明制度と同じであり、いずれも発明・考案を保護することを目的とするものである。



中国は、実用新案を保護するために単独で法律を制定していないが、「特許法」において1つの発明創造に対して特許出願又は実用新案特許出願を行うことにより保護を求められることを規定している。実用新案制度の設立目的から、その進歩性基準はそもそも特許より低いことが分かる。

「特許法」第22条第3項には、「進歩性とは、公知技術に比べて、その発明が格別の実質的特徴及び顕著な進歩を有し、その実用新案が実質的特徴な進歩を有することをいう」と規定されている。この規定から分かるように、発明と実用新案の進歩性の判断基準は明確に区分されているが、「実質的特徴」及び「進歩」という言葉自体は主観的な概念でもあり、「格別」、「顕著」で更に限定すると、より一層主観性が高くなり、実務で適用されにくい。

実際に、実務からして、全世界では未だに信用され且つ適用性のある実用新案の進歩性の判断基準がなく、各国

も基本的に特許の判断基準を参考にしているのである。従って、実用新案と発明の進歩性の相違を公平且つ合理的に規定することは、実務において非常に困難なことである。

実用新案の進歩性の判断基準を具体化するために、中国審査指南第4部第6章には、進歩性有無の判断基準についての両者の相違は、主に先行技術に「示唆」があるか否かで示される。先行技術に「示唆」があるか否かを判断する際に、特許と実用新案とは相違がある。このような相違は、先行技術の分野及び先行技術の数で示される」と規定されている。

先行技術の分野について、中国審査指南には、「特許については、当該特許の属する技術分野のみならず、それに近い分野又は関連分野、及び当該発明が解決しようとする課題に応じて当業者が技術的手段を探り出すこととなるほかの技術分野を合わせて考慮しなければならない。実用新案については、一般的には、当該実用新案の属する技術分野に着眼して考慮する。ただし、先行技術が明らかな示唆を与える(例えば、先行技術に明確な記載がある)ことで、当業者が近い分野または関連分野から関連技術的手段を探り出すこととなる場合には、その近い分野または関連分野を考慮してもよい。」という規定がある。

先行技術の数について、中国審査指南には、「特許については、1つや2つ、或いは複数の先行技術を引用してその進歩性を評価することができる。実用新案については、一般的には、1つや2つの先行技術を引用してその進歩性を評価することができる。先行技術を「簡単に組み合わせる」ことによってなされた実用新案について、状況に応じて複数の先行技術を引用してその進歩性を評価することができる。」と規定されている。

しかしながら、上記のような規定があっても、実用新案の進歩性判断は依然として実務上の難点である。その理由は下記の2点にある。1つは、審査指南における上記の規定自体には議論されているところや曖昧なところがあることである。もう1つは、実用新案は方式上不備が無ければ無審査で登録されるため、その進歩性判断は無効審判段階及びその後の審決取消訴訟段階で行われることしかなく、その進歩性が審査される回数が発明の進歩性が審査される回数より遥かに少なく、実用新案の進歩性が議論されるチャンスも当然発明より遥かに少なくなることである。

実用新案と発明の進歩性判断の上記2つの相違について、先行技術の数は実務上特に議論されるべきことがなく、本件でも言及されていないため、本稿では、それに対する考察を割愛する。先行技術の分野について、審査指南の上記規定に対して以下3つの争点がある。

争点①: 上述の相違が「先行技術に示唆があるか否かについての判断」に着目して出されたもの、即ち「3ステップ法」の第3ステップに関するものである。

周知のように、「3ステップ法」とは、①最も近い先行技術の特定、②発明の相違点及び實際上解決する課題の特定、③発明が当業者には自明か(即ち、先行技術に示唆があるか否か)の判断というものである。

第3ステップで使用される先行技術は、通常当該実用新案の属する分野のものに限られるべきであるが、先行技術に明らかな示唆がある場合、近い分野または関連分野を考慮してもよいと規定されている。しかしながら、第1ステップで特定される進歩性判断の論理的な起点であり、その進歩性判断にとって極めて重要である最も近い先行技術に関しては、審査指南には、その分野が第3ステップのように制限されるべきか明確に規定されていない。

争点②: 先行技術の分野は実用新案の属する分野、近い分野、関連分野、その他の分野に分けられているが、具体的な区分け基準が規定されていない。

争点③: 「明確な示唆」の意味は曖昧である。審査指南には、「(例えば、先行技術に明確な記載がある)ことで、当業者が近い分野または関連分野から関連技術的手段を探り出すこととなる場合には、…」という例が挙げられているが、この例から、どのような示唆が明確な示唆になるかは依然として判断できない。

「充電器レンタル機」事件の無効審決及び国家知識産権局より示した典型的な意義には上記3つの争点は言及されている。本稿では、本件の概要を簡単に紹介したうえで、上記3つの争点について分析する。

III 本件の概要

「充電器レンタル機」無効審判事件について、本件特許の請求項1は以下のとおりである。

「移動充電モジュールを保存する一つ以上の充電モジュール保管ケースが設けられるとともに、支払い管理モジュール、主制御回路モジュール、電子バルブモジュール及び電源モジュールが設けられるキャビネットと、ユーザが支払った費用を識別し管理し、主制御回路モジュールに接続され、主制御回路モジュールに検知識別信号を提供する支払い管理モジュールと、電子バルブモジュールを管理制御する主制御回路モジュールと、充電モジュール保管ケースの開放を制御し、移動充電モジュールが充電モジュール保管ケースに返されたか否かの保存検知信号を主制御回路モジュールに提供する電子バルブモジュールと、支払い管理モジュール、主制御回路モジュール及び電子バルブモジュールに電力を供給するとともに、移動充電モジュールに充電する電源モジュールと、を備えることを特徴とする充電器レンタル機。」

証拠1に開示されているのは、電気自動車または電気三輪車のバッテリーに対する充電サービスおよびチャージ



サービスを提供するバッテリー充電交換キャビネットである。当該バッテリー充電交換キャビネットの全体的構造は本件特許の請求項1に係る充電器レンタル機とほぼ同じであり、いずれもキャビネット、一つ以上の充電モジュール保管ケース、支払い管理モジュール、主制御回路モジュール、電子バルブモジュール及び電源モジュールを含む。そして、各モジュールの機能及び接続関係も証拠1に開示されている。本件特許の請求項1と証拠1は主題名で相違しており、本件特許の請求項1は、移動充電モジュールが保存され、移動充電モジュールをレンタルできる充電器レンタル機に係るものであるのに対して、証拠1はバッテリーが保存され、バッテリーを交換できるバッテリー充電交換キャビネットに係るものである。

証拠3には、携帯電子デバイスに電力を給電又は充電するための移動充電モジュールを借りし、取り出し、使用終了後に返却できる移動充電モジュールの有料レンタルシステムが開示されている。

本件の無効審決には、「証拠3には移動充電モジュールを借りることについて示唆がある。当業者は、この示

唆から、証拠1のバッテリー充電交換キャビネットを改良し、その中に移動充電モジュールを保存することにより、移動充電モジュールの貸借りを実現することに容易に想到し得る。売却に至っては、貸借りを基に容易に実現できる一般的なビジネスモデルであり、全体的な発明に技術的な貢献をもたらしていない。従って、請求項1は証拠1と証拠3との組み合わせに対して進歩性を有しない。」とされている。

IV 考察

(1) 争点①について

中国審査指南の上記規定からすれば、実用新案の進歩性判断では、最も近い先行技術の選択は発明と同じであり、近い分野に属する先行技術を直接的に使用することができる。

本件において、特許審判委員会は無効審決に「証拠1の分野については、移動充電モジュールは、実質上充電可能なバッテリーとバッテリー管理機能モジュールの組み合わせによるモジュールであり、電気自動車のバッテリーも移動充電モジュールも再充電可能でかつほかの設備に電力を供給可能な電源モジュールであり、充電バッテリーの分野からすれば、証拠1と本件特許は少なくとも近い分野に属する」とし、且つ先行技術に明らかな示唆があるか否かを判断しないまま、証拠1を最も近い先行技術と認定した。

最も近い先行技術の分野について、実務において、審査・審理機関によって判断も異なる。

「握力計」を名称とした実用新案権の審決取消訴訟事件「(2011)知行字第19号」において、最高裁判所は、「発明と実用新案の進歩性判断基準が異なるため、技術対比の際に考慮すべき先行技術の分野も異なるはずである。これは発明と実用新案の進歩性判断基準の相違を示す重要なポイントである」と認定した。また、最高裁判所は、実用新案の進歩性判断において、第3ステップにおいて示唆を判断する際に使用される先行技術のみならず、使用される全ての先行技術が同じように制限されるべきと判示した。

判決番号「(2016)最高法行再70号」の審決取消訴訟において、本件考案はインバータ調速型流体フォトカプラ電動給水ポンプに関わるものであり、証拠4は電動駆動設備の回転数制御装置に関するものであり、特にブロワ、ポンプ等の流体負荷を開示している。無効審判の段階では、最近の先行技術とされる証拠4に対して、請求項1は進歩性を有しないと認定された。

特許権者は、「本件考案と証拠4は分野が全く異なり、証拠4を最も近い先行技術として本件考案の進歩性を評価すべきではない」を理由として審決取消訴訟を提起した。一審裁判所は、「①本件考案と証拠4は、いずれも調速型流体フォトカプラに属し、両者の分野は同じである；②両者の分野が異なるものであっても、証拠4は、ブロワ、ポンプ等の流体負荷に適用される電動駆動設備の回転数制御装置であることを開示しているのに対して、本件考案はウォーターポンプに関わるものである。当業者がその考案をウォーターポンプ分野に適用する示唆が証拠4に示されている。」と認定した。

二審では、特許権者が上記の理由を引き続き主張したが、二審裁判所は、一審裁判所と同様に「本件考案と証拠4が異なる分野であっても、証拠4はブロワ、ポンプ等の流体負荷に適用される電動駆動設備の回転数制御装置であることを開示しているのに対して、本件考案はウォーターポンプに関わるものである。当業者がその考案をワー

ターポン分野に適用する示唆が証拠4に示されている。」という判決を下した。

上記の事例から分かるように、各級の裁判所はいずれも、「最も近い先行技術を特定する際に、ほかの分野も考慮する必要があり、すなわち、通常当該実用新案の属する分野に着眼し考慮すべきである。しかしながら、先行技術に明らかな示唆があれば、その近い分野又は関連分野を考えてもよい。」と考えている。

(2)争点②について

分野の区分け基準は、実用新案の進歩性の高さに深い影響を及ぼす。「同一の分野」が及ぶ範囲が大きいほど、同一の分野に属する先行技術の数が多くなり、実用新案の進歩性判断基準も発明により一層近づいてくる。

分野については、中国特許審査指南には、「発明又は実用新案の分野は、保護を求める発明又は実用新案の所属するか又は直接に応用される具体的な分野であり、上位または隣接する分野ではなく、発明又は実用新案そのものでもない。当該具体的な分野は、一般的に、発明又は実用新案の国際特許分類表に区分され得る最小分類に関係している。」と規定されている。さらに、審査指南には、「掘削機のアームの切断面を従来の長方形から楕円形に変更することが特徴点である掘削機アーム発明を例として、この場合には、発明の分野は上位の建設機械ではなく、掘削機であり、より具体的には、掘削機のアームであるという例が挙げられている。



このような規定があっても、実務において分野の特定は決して簡単なことではない。

上記「(2016)最高法行再70号」の事件では、一審判決と二審判決はいずれも、係争考案と証拠4が同一の分野に属するのか、それとも近い分野に属するのかについて明確な結論を出していない。

上記「握力計」の事件では、係争考案が握力計で証拠2が電子秤であり、両者の分野についての各段階の審理・審査観点異なる。特許審判委員会は、両者がセンサの構造も力受け方向も同じであり、力を測定する際に力をかける対象のみが相違しており、広義に解すれば、いずれも力測定装置という分野に属すると認定した。一審裁判所は、特許審判委員会と同じ見解を示した。二審裁判所は、両者の発明の目的及びセンサーの力受け方が全て異なるため、両者が異なる分野に属すると判示したのに対して、最高裁判所は、両者が近い分野に属すると認定した。

最高裁判所は、本件の審理において実用新案の分野の認定基準、すなわち、「分野の認定は、請求項に規定されている内容を基準とすべきであり、通常、考案の主題名に当該考案の実現する技術的機能及び用途を組み合わせ分野を認定する。国際特許分類における当該考案の最小分類はその分野の認定に参考になる。近い分野とは、実用新案に係る製品の機能及び具体的な用途に近い分野をいう。関連分野とは、実用新案と最も近い先行技術との相違点の適用可能な機能分野をいう。」ということを示した。

無効審判請求事件の審理において、特許審判委員会が先行技術の分野を特定する際に、上記の基準に従わな

いケースは多い。例えば、審決番号33159の無効審判では、特許審判委員会は、「引用文献1はソケットパネルであり、本件考案はスイッチパネルであるものの、当業者は、スイッチパネルとソケットパネルがいずれも一般的な建築用電気パネルであることを知っている。電気設備に電源を供給するためのものと、電気設備のスイッチとして用いられるもので、役割は異なっているが、構造の大きさや取り付け位置類似している。また、それらの構造のため、いずれも台座の取り付けによる変形の問題がある。言い換えれば、引用文献1と本件考案は同一の分野に属する。」と判断した。審決番号31773の無効審判では、本件考案は温度表示機能付きのフルーツジュースマシンに関するものであり、証拠8はスターラーを開示している。特許審判委員会は、「証拠8は本件考案と同一の分野に属し、且つ当業者は、証拠8のスターラーを野菜や果物の加工に用いて、フルーツマシンとして使用することに容易に想到でき、これは加工対象に対する具体的な選択にすぎず、創意工夫をせずともなし得ることである。」と判断した。

「充電器レンタル機」の事件では、特許審判委員会は、充電可能なバッテリー分野からすれば、証拠1と本考案は少なくとも近い分野に属すると判断した。特許審判委員会は、直接的に証拠1が本考案と同一の分野に属すると認定していないが、「少なくとも」という表現から、この可能性を排除したわけではないと言える。このように、特許審判委員会は、本考案の審理において分野の区分けに関する明確な基準を示していない。

(3)争点③について

「充電器レンタル機」事件では、近い分野に属する証拠1は最も近い先行技術とされ、「示唆」の有無を判断する際に使用された証拠3は本考案と同一の分野に属するものである。この場合、先行技術に「明確な示唆」があるか否かを考慮する必要はそもそもない。したがって、本件は、「明確な示唆」に対する理解への参考にならないと思われる。「明確な示唆」の覆う範囲は同様に実用新案の進歩性の高さに深い影響を及ぼす。「明確な示唆」が及ぶ範囲が大きいほど、実用新案の進歩性判断に使用されうる近い分野または関連分野に属する先行技術の数が多いほど、当該実用新案の進歩性判断基準は発明により一層近づいてくる。「明確な示唆」が特定の場合に限られると、実用新



案の進歩性判断に利用されうる近い分野または関連分野に属する先行技術の数は大幅に減少し、その進歩性の判断基準もより低くなる。

上記の「握力計」事件では、最高裁判所は、「先行技術には、近い分野又は関連分野からかかる手段を探り出すように当業者に教示する明らかな示唆がある場合には、その近い分野又は関連分野を考慮してもよい。いわゆる「明確な示唆」とは、先行技術に明記されている示唆又は当業者が先行技術から直接的且つ一義的に特定できる示唆という。」「携帯型数字表示電子はかりは当該考案に近い分野として認定できる。しかし、先行技術には明らかな示唆がないため、本考案の進歩性を評価した時に携帯型電子はかりの力測定センサを考慮した審判委員会の判断は法律適用の誤りとなった」と認定した。

最高裁判所による「握力計」事件に対する判示を如何に理解するかについて、業界内では見解が異なる。しかしながら、「握力計」事件自体か

らすれば、相違点が先行技術に開示されており、かつその役割が同一であるため、先行技術に明確な示唆が示されていることを証明できない。

「明確な示唆」について、特許審判委員会、一審裁判所、及び二審裁判所(北京市高等裁判所)は基本的に、「先行技術に手段が明確に開示されており、かつ、当該手段の役割が本考案と同じであれば、先行技術には当業者に近い分野または関連分野にかかる手段を探りだすように教示する明らかな示唆があると認定すべきである。換言すれば、近い分野または関連分野に属する先行技術を実用新案の進歩性評価に直接的に使用することができる。」としている。2018年3月に、北京市高等裁判所第3民事庭は、「現在の知的財産権裁判における注意すべき若干の法律問題(2018)」を公布し、実用新案の進歩性の審査基準について次のような意見を示した。

「中国審査指南の規定に基づき、実用新案の進歩性判断は、一般的に実用新案の属する分野に着眼し考慮する。先行技術に明確な示唆があれば、その近い分野または関連分野を考慮してもよい。実務において、所謂「先行技術に明確な示唆がある」という場合が極まれであるため、考慮しないとする。したがって、実用新案の進歩性判断においては、その属する分野だけではなく、近い分野または関連分野に属する先行技術も考慮することができる。」

北京市高等裁判所の上述した意見の法的効力は比較的弱い¹が、数多くの審判官や裁判官の考え方を反映しているため、研究・注目されるべきと考える。

また、「明確な示唆」とは2つの意味があるという見解もある。1つは、引用文献に手段が明確に開示されていることである。もう1つは、引用文献にはさらに、かかる手段を最も近い先行技術に適用する教示又は示唆が明確に記載されているか、又はそのような記載はないが、引用文献にこのような教示又は示唆が示されていると一義的に特定できること、例えば、近い分野または関連分野に属する先行技術には、相違点が明確に開示されているほか、当業者に開示されている考案を実用新案権の分野に適用するように教示する内容も明記されていることである。このような示唆的な内容として、例えば、「本考案は、上記の蓋板に適用されるだけでなく、建築機械に設けられる各種の開口を覆うための蓋板部材にも広く適用されている(2014)高行終字第1890号)」、「ブロウ、ポンプ等の流体負荷に適用される電動駆動設備の回転数制御装置である(最高院(2016)最高法行再70号)」などが挙げられる。

上記2つの見解は実質上、いずれも実用新案の進歩性基準を発明より低いものとすべきことに賛成であるが、どこまで低くすべきかについて食い違いが残っている。

中国では、実用新案権の法的効力は発明と同じであり、権利行使の際に、他社による侵害行為があると発見した場合、実用新案権者は、特許権者と同様な救済及び侵害損失賠償請求権を享有する。実用新案の進歩性基準が低すぎると、革新レベルの低い特許は無効されにくくなる。このような権利と義務とが対等でないことは、公衆にとって不公平であり、技術の伝播や利用を阻害し、科学技術の進展及び社会の発展にも不利である。当然ながら、実用新案の進歩性基準をあまり高くすべきでもない。理由は、特許法の技術革新に対する激励作用にマイナス的な影響を与える恐れがあるからである。したがって、実用新案の進歩性基準を正確かつ合理的に特定することは、特許権者及び社会公衆にとって非常に重要な意味を持つことである。

V 後書き

本稿では、「充電器レンタル機」無効審判事件を通じて、実用新案の進歩性判断における3つの争点に関する異なる見解を整理した。本無効事件そのもの及び国家知識産権局より示した典型的な意義からすれば、この3つの争点は解決に至っていないようであり、実用新案の進歩性判断について一層明確な基準も提出されていないものの、少なくとも国家知識産権局は実用新案の進歩性基準を非常に重要視していると言える。今後はどのように発展していくかは期待される。



「中国不正競争防止法」の改正における営業秘密の保護

中国弁護士 陳 傑
北京魏啓学法律事務所

2019年4月23日、「『中華人民共和国不正競争防止法』の改正に関する決定」は、第13期全国代表大会常務委員会第10回会議にて通過され、4月23日より改正後の条項が施行されることになった。今回の改正前には意見募集がなかった。改正前の「中華人民共和国不正競争防止法」(以下、「不正競争防止法」と略称する)は、2017年11月4日付で開催された第12期全国人民代表大会常務委員会第30回会議にて改正され、2018年1月1日より施行されているが、改正後わずか1年で再改正を行なうことは、中国の立法実務上、滅多にないことである。また、今回の改正内容は主に営業秘密に集中され、更に同時改正された「商標法」及び1ヶ月前に改正された「技術輸出入管理条例」、「中外合資経営企業法实施条例」に合わせてみれば、今回の法改正は中米貿易紛争の背景下で、中国政府が多くの非難を受けた知的財産権保護問題の解決を図ろうとした政策ではないかと理解されている。

中米貿易紛争において、米国は中国の知的財産権関連の法律制度及び保護現状について、多くの意見を提出したが、そのうち、繰り返して強調されているのは、営業秘密侵害に係る内容である。このような状況は、企業の知的財産権保護における営業秘密の重要性を反映するだけでなく、国内企業が営業秘密に係る法律制度、保護及び救済手段に対して未だ詳しくないことも反映されている。

本稿においては、今回の「不正競争防止法」改正の内容を通じて、読者に中国の営業秘密の構成要件、侵害認定及び救済手段などの法制度を紹介すると同時に、当所が取り扱った営業秘密案件の実務経験に結び付けた上、企業の営業秘密保護のためにアドバイスをさせていただく。文字数の制限や守秘義務に鑑み、細かいところまでの展開が難しいため、もっと詳しい情報が必要な場合、当所に直接にお問い合わせください。

1、今回の法改正について

1) 主な改正内容

今回の改正は四つの条項に及んでおり、3つのポイントにまとめられる。

(1) 第9条 営業秘密の定義、侵害主体の範囲及び侵害手段と侵害行為について、現在の情勢に応じて新たに追加し、明確化した。



第9条において、営業秘密の定義を「技術情報及び事業情報」から「技術情報及び事業情報などのビジネス情報」に改正し、受け皿規定を追加した。

また、第9条に1項を追加し、事業者以外の他の自然人、法人又は非法人組織を営業秘密の侵害主体の範囲に入れた。

更に侵害手段と侵害行為について、第9条第1項(1)号に「電子的手段による侵入」を権利者の営業秘密を獲得するための不正手段の1つとして追加し、(3)号の「取り決めの違反」を「秘密保持義務の違反」に明確化し、かつ「他人を教唆、誘導、幫助して秘密保持義務に違反させたり、又は権利者の秘密保持関連の要求に違反させたりすることにより、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること」の内容を第9条第1項(4)号として追加した。

(2) 第17条と第21条 営業秘密侵害行為に対する懲罰を強化した。

第17条において、悪意のある侵害行為に対する懲罰的損害賠償の規定を追加し、かつ法定賠償の上限を引き上げたが、「悪意で営業秘密侵害行為を実施し、情状が深刻である場合、権利者が権利侵害により受けた実際の損失、又は侵害者が権利侵害により獲得した利益の1倍以上5倍以下の賠償額を確定するものとする」内容を追加したと同時に、法院が判決を言い渡す際の最高賠償額を300万元から500万元に引き上げた。

また、第21条において、違法所得の没収処罰を追加し、罰金の上限を50万元、300万元からそれぞれ100万元、500万元に引きあげることにより、行政処罰力を強化した。

(3) 第32条 営業秘密民事訴訟案件における立証責任の分担を明確化し、司法実務における「接触+類似」の立証方法を明文化した。

今回の法改正で新たに追加した第32条の営業秘密侵害に係る民事裁判手続において、営業秘密の権利者が初步的証拠を提出することにより、主張する営業秘密に対して、すでに秘密保持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことについて、合理的に表明した場合、被疑侵害者は権利者の主張する営業秘密が本法に規定する営業秘密に該当しないことを証明しなければならないと明確に規定している。

営業秘密の権利者が初步的証拠を提出することにより、合理的に営業秘密が侵害されたことを表明し、かつ次に

掲げるいずれかの証拠を提供した場合、被疑侵害者は自己に営業秘密侵害行為が存在しないことを証明しなければならない。

①被疑侵害者が営業秘密を獲得するためのルート又は機会を有し、かつ被疑侵害者の使用した情報と当該営業秘密が実質的に同一であることを表明できる証拠、

②営業秘密がすでに被疑侵害者により開示、使用され、又は開示、使用されるリスクがあることを表明できる証拠、

③営業秘密が被疑侵害者に侵害されたことを表明できるその他の証拠。

2、改正の影響と意義

今回の改正は重大な意義を有すると言えるものの、実務上の操作に与える影響はさほど大きくないとも言える。その理由は改正内容の多くが司法実務の中ですでに明確にされたやり方を明文化したにすぎないからである。

1) 第9条の改正について

営業秘密の定義形式に「などのビジネス情報」という基本的表現を追加したことは、技術情報、又は事業情報として分類されかねるその他のビジネス情報が営業秘密の構成要件を満たす状況下で、営業秘密として保護を受けられることを図るためである。司法実務において、通常、技術性が比較的高い情報は、技術情報として分類され、それ以外は事業情報として分類されることが多いため、分類しかねるものはさほど多くない。また、営業秘密を2種類に分けることはそれなりの現実的な意義があり、当該2種類の情報に対する管轄機関も異なっている。技術秘密に係る侵害紛争案件の一審については、知的財産法院又は知的財産法廷が管轄し、二審については最高人民法院が統一的に管轄している。なお、技術情報以外の事業情報に係る侵害紛争案件は、馳名商標の認定に係らない商標権侵害・その他不正競争案件と同様に、一般的知財案件に該当し、その一審は一般的に知財案件管轄権を有する基層法院又は中級法院が行い、二審は相応する上級法院が行なうため、通常、最高人民法院までに届かない。

第9条では事業者以外のその他の自然人、法人と非法人組織を営業秘密侵害の責任主体の範囲に入れているが、これは主に事業者以外、例えば企業の従業員、元従業員などの自然人による侵害情状に対応するためである。実務上、営業秘密侵害案件における営業秘密漏洩の主なルートは従業員であり、従業員、元従業員による営業秘密侵害紛争案件の件数は、営業秘密関連案件総件数の90%以上を占めている。改正前の「不正競争防止法」では、営業秘密の侵害主体を「事業者」に限定していたものの、司法実務においては、従業員などの自然人に対しても、「不正競争防止法」に照らしてその責任を追究できるとすでに合意を得ており、ほとんど争議にならない。

侵害手段と侵害行為について、「電子的手段による侵入」を追加したことは、当然に社会の電子情報化が高速に発展しつつある現状と合致するものの、改正後の第9条第1項(1)号に「又はその他の不正手段」という受け皿規定があるため、たとえ改正前の法律の場合においても、「電子的手段による侵入」という不正手段から営業秘密を獲得する行為に対して、同様に当該条項に照らしてその責任を追究することができる。また、新たに追加した第9条第4項に「他人を教唆、誘導、幫助して秘密保持義務に違反させたり、又は権利者の秘密保持関連の要求に違反させたりすることにより、権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾すること」は、間接侵害の行為者を規制するのに有利であるものの、たとえ法改正の前の場合においても、上述のような侵害行為に対して、「中華人

民共和国権利侵害責任法」第9条の「他人を教唆、幫助して権利侵害行為を実施させた場合は、行為者と共に連帯責任を負わなければならない」という規定に照らして、責任を追究することもできる。

また、第1項(3)号において、「取り決めの違反」を「秘密保持義務の違反」と明確化し、更に法定の秘密保持義務に違反した情状を含めている。改正前の法律条項の表現は、取り決め及び権利者の要求にその重点を置いていたが、実務においては明確な取り決めがなくても、法定の秘密保持義務に該当すれば、往々にして黙示された秘密保持取り決めと秘密保持の要求が主張されることになる。しかし、当該内容に対する改正が法律の条項を一層厳密にさせたことは間違いない。

2) 第17条と第21条の改正について

処罰及び賠償の強化は、ここ数年間の法改正における主な傾向となり、経済の発展と緊密につながっている。

不正競争行為による賠償について、法律に定められた計算方法は、特許、商標などの権利侵害案件における計算方法と一致する。今回の改正で第17条に悪意のある権利侵害に対して、懲罰的損害賠償の規定を追加し、かつ法定賠償額の上限を引き上げたことは、同日に公布された「商標法」の関連改正内容と完全に一致する。したがって、今後、「特許法」改正においても同様な改正が行なわれると思われる。

悪意のある権利侵害に対する懲罰的損害賠償について、今回の改正では関連条項を追加しただけでなく、懲罰的損害賠償倍数の上限を5倍に引き上げた。これは世界各国の法律制度においても珍しいことであり、中国の知的財産保護を強化しようとする決意を示している。司法実務からみれば、最初に懲罰的損害賠償を導入した法律は、2013年に改正された「商標法」であったが、2014年5月1日より施行以来、懲罰的損害賠償を適用した判例は極めて少ない。その主な原因は、処罰の基数となる権利者の損失、及び侵害者の利益を正確に計算しかねたため、基数がない状況下で当然に倍数をかけることも難しかったからである。そのため、多くの案件には、悪意は、法定賠償額を確定するための一つの考慮要素となり、悪意のある行為は、比較的の高い賠償額を判決された。

今回の改正では法定賠償の上限を高めたため、権利者にとって、より高い法定賠償額を獲得できる機会があることを意味する。しかし、あらゆる案件の賠償額が高められるとは限らず、裁判所は依然として案件の具体的な情状に基づいて判断していることに鑑み、権利者は具体的な案件において、最大限の保護を求めるために、積極的に立証しなければならない。

3) 第32条の改正について

今回、新たに追加された第32条は、主に民事訴訟における立証関連の条項である。法律レベルで民事訴訟における立証方法について詳しく規定することは、中国の立法実務上、滅多にないことである。

本条第1項からみれば、営業秘密に該当するか否かについて、権利者より初歩的証拠を提供して、すでに秘密保



持措置を講じたことを証明し、かつ営業秘密が侵害されたことを合理的に表明した場合、被疑侵害者より権利者の主張する営業秘密が法律に規定する営業秘密に該当しないことを証明しなければならない。営業秘密の三大構成要件は、非公知性、商業的価値と秘密保持措置である。そのうち、商業的価値については言うまでもないが、非公知性は消極的事実に該当するため、司法実務において、権利者が営業秘密を主張する際に、すでに秘密保持措置を講じたことに対する立証は、その重点となる。被疑侵害者は非公知性に対しても、反証を行なうことができる。したがって、第1項は営業秘密の構成要件及び証拠の特徴に対して確定した規定でもある。

本条第2項は侵害行為の立証に関する規定である。そのうち、(1)号は「接触+類似」という司法実務における営業秘密侵害案件の立証に係る基本原則に対応する条項である。「接触」とは、被疑侵害者が営業秘密を獲得できるルート又はチャンスをもつことを指し、「類似」とは、被疑侵害者の使用した情報と当該営業秘密が実質的に同一であることを指す。(2)号は営業秘密侵害行為に係る直接証拠を把握している状況を指し、この場合においては、「接触+類似」を用いて推定する必要がない。(3)号は受け皿規定に該当する。

本条項は事実上、主に司法実務における立証方法を明文化し、実質的な改正は行なっていないものの、立証責任の分担が明確化されたことは、権利者にとって明確な法律根拠があるようになり、立証が難しいという問題の解決に役立っている。

2、営業秘密の保護について

今回の法改正をまとめてみると、中国における営業秘密の保護は、立法上、比較的完全になったが、執行中は依然として様々な難しい問題に直面するだろう。したがって、営業秘密の保護を強化することは、相変わらず企業が重視すべき課題だと思われる。

1) 営業秘密の構成要件

通常、中国の営業秘密の構成要件は三つあり、これは日本とほぼ同じである。

(1) 非公知性(秘密性)

非公知性とは、関連情報が当業者に知られていない、かつ容易に得ることができないことをいう。

上述のとおり、非公知性は消極的事実に該当するので、司法解釈には相反する立場から非公知性を満たさない情状を掲げている。すなわち、

(1) 当該情報がその所属の技術、或いは経済分野の一般常識或いは業界の慣習である場合。

(2) 当該情報が商品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組み合わせなどの内容に関係するだけで、市場に出た後に関わる大衆が商品の観察を通じて即直接得ることができる場合。

(3) 当該情報が既出版物或いはその他メディアで公然と公開されている場合。

(4) 当該情報が既に報告会、展覧などの方法で公開されている場合。

(5) 当該情報がその他公開されたルートを通じて得ることができる場合。

(6) 当該情報が一定の代価を支払わずとも容易に得ることができる場合。

上述の状況のいずれかに該当する場合は、営業秘密として見なすことができない。注意すべきところは、例えば、業界関連調査報告などについて、報告の内容が公開ルートから獲得できる情報に該当するとしても、当該情報に係る検索、収集、整理において、明らかに一定の労働を必要とする場合、当該情報には非公知性を満たす可能性がある。

(2) 商業的価値(実用性)

商業的価値とは、関連情報は現実的又は潜在的な商業価値を有し、権利者のために競争上の優位を勝ち取ることができることを指す。上述のとおり、情報の商業的価値については言うまでもなく、実務において、通常、権利者はわざわざ商業的価値を証明するまでもない。商業的価値を有しないことにより、営業秘密に該当しないという判例は極めて少ないが、決してないことはない。

例えば、北京君和信達科技有限公司、孫曉明などが経営秘密を侵害する紛争案件(一審案件番号(2014)一中



民(知)初字第6248号、二審案件番号(2017)京民終398号)において、一審裁判所も二審裁判所も、二部分の情報に商業的価値を有しないと判断した。そのうち、一部の情報は初期の取引情報に該当すると明確に認定した。裁判所は初期販売された設備型番が初期型番に該当し、権利侵害として訴えられた期日との間隔が比較的長く、かつ被疑侵害者も上述の初期設備をプロジェクト競争に参加するための型番としなかったため、上述の初期販売設備の販売価格及びパラメーターなどの情報は本件における商業的価値を有せず、本件の営業秘密に該当しないと認定した。裁判所はもう一部の情報に初期取引習慣に該当し、政策上の変化により取引習慣もすでに変わっていたため、初期プロジェクトにおける取引習慣がすでにその商業的価値を有しなくなっていると認定した。ここで注意を払うべきところは、本件の判決書に「本件において、商業的価値を有せず、本件の営業秘密に該当しない」と記載されていることである。したがって、商業的価値を有するかどうかにはその相対性があり、案件の具体的な情状に合わせて判断すべきである。

(3) 秘密保持措置

秘密保持措置とは、権利者が情報の漏洩を防止するために講じた、その商業的価値などの具体的な状況に相応する合理的な保護措置のことを指す。情報媒体特徴、権利者の守秘要望、秘密保持措置の識別可能程度、他人が正当方法で獲得できる難易度などの要素に基づき、権利者が秘密保持措置を講じたか否かについて認定すべきである。

司法解釈では更に権利者が秘密保持措置を講じたことを認定すべき状況を掲げている。

- (1) 秘密に関わる情報を知る範囲を限定し、知る必要のある関連人員についてのみ、その内容を告知する場合。
- (2) 秘密情報に関わる媒体に鍵を掛けるなどの防犯措置を採る。

(3) 秘密情報に関わる媒体に秘密保持のしるしをつける。

(4) 秘密に関わる情報にパスワードやコードを採用する。

(5) 守秘契約を締結する。

(6) 秘密に関わる機械、工業、生産現場などの場所への来訪者を制限する、或いは守秘を要求する。

(7) 情報の秘密を確保するその他合理的な措置。秘密保護措置は権利者がなすべき立証の重点の一つであり、立証の容易度からみれば、情報媒体に秘密保持のしるしを表記し、秘密保持契約書を締結し、かつ秘密保持措置関連の守秘制度を公表することは、比較的容易であるため、企業は確実に注意を払うべきである。

2) 営業秘密侵害における救済手段

営業秘密侵害案件が発生した場合、中国の法律規定に基づき、民事、行政、刑事の三種類の救済ルートを選ぶことができる。しかも、権利者は自力救済を選び、警告又は侵害者との交渉を通じて、紛争を解決することができる。

事実上、当所は今まで警告又は交渉により、数多い営業秘密侵害紛争案件を取り扱った経験を有する。証拠収集が終わった後、侵害者に警告状を送付し、更に和解条件について交渉を行い、最終的に侵害行為の停止、悪影響の解消及び損害賠償の条件を基にして和解に達した。自力救済手段は必要日数が短く、コストも低いため、救済手段を講じる際の第一歩として採用することができる。しかし、侵害者が比較的頑固である場合は、公的力を借りて一層強硬な救済手段を利用する必要がある。

(1) 行政ルートによる救済

行政ルートは中国特色として、「不正競争防止法」における営業秘密関連の規定に違反した行為について、工商行政管理職責を履行する県級以上政府部門に苦情を申し立てることを指す。現在の機構改革特徴からみれば、工商行政管理職責を履行する県級以上政府部門は、凡そ現地の市場監督管理局に該当する。

行政ルートの大きなメリットは、行政機関として被疑不正競争行為を調査するとき、以下に掲げる措置を講じることが、権利者が自発的に調査し、証拠を収集することよりもっと効果があることである。

①被疑不正競争行為に係る営業場所に対する立入検査を行う。

②調査を受ける事業者、利害関係者及びその他の企業・団体、個人に尋問し、当該者に対して関連状況の説明、又は被調査行為に係るその他資料の提供を求める。

③被疑不正競争行為に係る契約書、帳簿、証票、文書、記録、業務書簡及びその他の資料を問合せ・複製する。

④被疑不正競争行為に係る財物の差押・押収を行う。

⑤被疑不正競争行為に係る事業者の銀行口座を問合せる。

また、行政機関は法律規定に違反したと認定した後、侵害者に対して、違法行為の停止を命じると同時に、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の罰金を科すことができ、情状が深刻である場合は、50万元以上500万元以下の罰金を科することを含む行政処罰を行うことができる。

しかし、行政ルートにおいて、権利者が直接損害賠償を求めることができず、かつ行政機関を説得して立件させることが比較的難しいことに鑑み、権利者は依然として大量の証拠を収集すべきである。

(2) 民事訴訟による救済

民事訴訟とは、管轄権を享有する裁判所に提訴し、侵害行為の停止と損害賠償を含む民事責任を追究することを指し、権利者が良く知っている救済手段でもある。

今回の法改正において、民事賠償の法定賠償額を高めると同時に、更に民事訴訟における立証規則を明確化したため、民事訴訟の救済ルートを通じて紛争を解決する優位性は、なお更拡大されつつある。

また、権利者は証拠保全などの手続を通じて証拠の取得・収集を実現することもできる。しかも、司法実務において、営業秘密侵害案件における権利者の立証が確かに容易ではないことで、証拠保全の申請が裁判所に認められる可能性も比較的高くなりつつある。当所が取り扱った営業秘密侵害民事案件においては、裁判所に提出した証拠保全申請が認められただけでなく、裁判所が侵害者の工場に立ち入ることにより、大量の図面とデータ資料を保全したため、最終的に勝訴判決の言い渡しのために、堅実な基礎を築くことができた。



民事訴訟のデメリットは、作業必要日数が長く、費用も比較的高く、裁判所による証拠保全の調査手段と強度も行政ルートと刑事ルートより弱いことである。

(3) 刑事訴訟による救済

侵害情状が深刻であると同時に、その損害が50万元を超える場合は、刑事責任を追究することができる。具体的にいえば、権利者は公安機関に通報することもできれば、刑事告訴を提起することもできる。刑事告訴において、権利者は自発的に大量の証拠を収集すべきであるため、刑事ルートによる救済を選択する場合、公安機関に通報する方法がよく見られる。

刑罰は明らかに侵害者に対する強い脅威力を有し、損害が50万元以上の場合は、3年以下の有期懲役又は拘留に処し、罰金を併科又は単科する。損害が250万元以上の場合は、3年以上7年以下の有期懲役に処し、罰金を併科する。また、刑事調査手段は民事ルートと行政ルートよりもっと有力である。刑事案件において、直接損害賠償を求めることは難しいものの、刑事段階に和解したり、又は刑事判決が言い渡された後、別途民事賠償訴訟を提起したりすることはできる。すでに犯罪行為が認定された刑事判決を基にする民事訴訟は、比較的順調に運ばれる可能性がある。

しかし、刑事ルートによる救済は、情状が深刻であり、かつ損失が刑事責任の追究が可能な程度に達した案件のみに適用されるため、公安機関に通報したとして直ちに受理・立件できるわけでもない。したがって、権利者は依然として比較的多い証拠を提出することにより、犯罪行為が存在する可能性を証明しなければならない。例えば、通常、司法鑑定機構が発行し、かつ権利者の主張する営業秘密の要件が成立するという鑑定意見があつてこそ、公安機関

が正式に立件することがある。

3、営業秘密漏洩時の対応

営業秘密漏洩に対する発見には、以下の二種類がある。その1つは会社の守秘情報が不当接触されていたことを発見した場合である。例えば、米国イーライリリー・アンド・カンパニー(Eli Lilly and Company)、礼来(中国)研究開発会社が黄孟煒を訴えた技術秘密侵害紛争案件において、イーライリリー社は、従業員黄孟煒が自社のサーバーにログインし、かつ自社のコア技術秘密をダウンロードした記録を見つけた時点で緊急対応措置を取った。しかし、事業者が自社の関連秘密情報の流出に気付いていないうちに、突然市場で同一・類似する商品又は情報が現れ、それを見つけた時点で、ようやく自社の営業秘密が漏洩されたことに警戒するようになる場合が圧倒的に多い。

上述のいずれかの状況にもかかわらず、事業者は自社営業秘密の漏洩可能性があることを見つけた時点で、直ちに調査確認の措置を講じるべきである。しかも、情報漏洩のルートと範囲を確認した上、遅滞なく漏洩ルートを切断し、優先的に対策を立てることにより、損失の拡大を防止すべきである。具体的な調査確認の方法は、各自の会社で異なっているものの、基本的な方法としては、優先的に守秘情報に接触できる者及び接触方法から取り掛かるべきである。

すでに発生した侵害行為について、その侵害状況、範囲及び把握した証拠などに基づき、適切な救済手段を選ぶべきである。上述のとおり、各種の救済手段にはそれぞれのメリットとデメリットがあるため、具体的な状況に応じて、最適な救済手段を選ぶことが頼もしいが、いずれにしても証拠の収集は欠かせない。

権利者は以下に掲げるいくつかの方面から証拠を収集すべきである。

- ①権利内容 営業秘密の媒体(図面、技術書類、顧客名簿など)、
- ②権利帰属 研究・開発過程中の技術書類、又は権利帰属約定済みの契約書など、
- ③主張する営業秘密のために講じた秘密保持措置 秘密保持協議、守秘規則など、
- ④被疑侵害者の秘密情報に接触する可能性 侵害者が権利者の元従業員であった際、又は提携関係を有した際の労働契約又はその他の委託契約書など、
- ⑤被疑侵害者が使用した情報と営業秘密との間の同一性又は類似性 これについての立証は最も難しく、特に製造方法、設備の技術秘密情報に係る場合の立証はなお更難しいが、それは被疑侵害者の使用する情報が権利者の合法的手段による証拠収集の範囲を遥かに超えているからである。このような場合、権利者としてはまず初歩的証拠の収集を考えられる。例えば、相手の製品を公証付購入することを通じて、製品の類似性から製造方法及び設備の類似する可能性が高いことを説明したり、又は被疑侵害者による対外的宣伝情報、特に会社の技術力及び製造方法に関する宣伝内容の中から手がかりを探し出したりすることができる。

権利者は上述の証拠を最大限に収集した後、法院に提訴することができるものの、証拠が不足する場合は、証拠保全を同時に申請することもでき、又は行政機関に苦情を提出したりすることも可能である。情状が深刻である場合は、公安機関に通報することもできる。

4、営業秘密保護に関するアドバイス

法律に営業秘密侵害に係る救済が規定されているにもかかわらず、事後的救済には三つの難しい問題がある。1



番目は証拠収集が難しいことである。企業管理上の不注意により、秘密保持措置、権利帰属と労働契約などの証拠が失われることが常に発生し、かつ侵害行為が目立たない場合は、被疑侵害者が侵害証拠を有しているため、たとえ証拠保全などの手段があるとしても、証拠の収集が難しくなる。2番目は権利侵害の認定が難しいことである。技術秘密案件には技術レベルが高く、専門性が強く、経営情報が営業秘密に該当するか否かについての争議も多く、証拠自体も複雑であるため、営業秘密侵害案件において、どのような救済手段を選ぶか

にかかわらず、権利侵害として認定されるまで、比較的時間がかかり、さほど容易なことではない。3番目は有効な保護が難しいことである。救済手段を取ることにより侵害行為の停止を求めることはできるものの、すでに侵害者の把握した営業秘密が引き続き利用されるかどうかについては、確かに確保しかねる。しかも、民事訴訟段階での立証は、二次漏洩になりやすく、損害賠償の責任については、実際損失の認定が難しいため、賠償額を高く求められない現象も客観的に存在している。

したがって、事後的救済より事前措置を実施するほうがもっと重要である。具体的な営業秘密保護措置に関して、以下のとおり提案する。

(1) 企業の営業秘密管理制度の改善

営業秘密管理規則を制定し、企業の営業秘密を分類して管理し、営業秘密の開示を必要な範囲に限定し、営業秘密に該当する情報媒体に対して、秘密保持のしるしを付し、妥当的に保管し、取り扱うべきである。

社内の従業員及び社外の提携会社などを含む営業秘密に接触するすべての従業員及び会社との間に守秘契約書を締結し、守秘義務を明確化すべきである。従業員が離職する際には再度守秘確認書を締結した上、従業員の保有した秘密情報媒体がいずれも回収されたことを確認すべきである。

従業員に対する守秘意識教育を強化し、会社の営業秘密管理規則を説明し、具体的にどのような情報が会社の秘密情報に該当し、どのような守秘措置を講じるべきであるか、営業秘密侵害の責任及び営業秘密漏洩を見付けた際に講じるべき措置などについて説明すべきである。

(2) 証拠収集と保管上の注意点

会社の秘密情報について、遅滞なく公証、タイムスタンプなどの措置を講じて証拠を固め、秘密情報の権利帰属及び存在時間軸を証明できる証拠を確保する。それと同時に、守秘教育、会社の守秘管理規則などについても証拠保全を行い、守秘措置を講じたことを証明すべきである。

従業員書類、労働契約書、職責、守秘契約書、秘密情報の接触記録を長期間にわたって保留し、証拠の消滅を防止すべきである。

(3) 権利侵害対応体制の構築

企業の守秘管理制度を構築すると同時に、侵害対応体制の確立、責任者の確定、及び営業秘密紛争代理弁護士の選定を図るべきである。一旦、営業秘密の漏洩又は漏洩のリスクを見付けたら、その時点で遅滞なく行動を取り、証拠の消滅を防ぐと共に、損失の拡大も防ぐべきである。



(今回のIP NEWS に掲載している写真は、弊所企画部の張 輝がスペインで撮影したものです。)

責任者: 代表取締役 弁護士 弁理士 魏 啓学 (Chixue WEI)
社長 弁理士 劉 新宇 (Linda LIU)
担当者: 所員 キン 英芳 (Yingfang JIN) 張 輝 (Ashley ZHANG)

北京林達劉知識産権代理事務所 企画室
(Business Development Department, LINDA LIU & PARTNERS)
〒100013 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階
Tel : 86-10-5825-6596 (WEI) 86-10-5825-6089 (LIU) 86-10-5825-6366 (代表)
Fax : 86-10-5957-5201 (代表)
E-mail: ipnews@lindaliugroup.com
Website: <http://www.lindapatent.com>